

**令和 8～11 年度裾野市放課後児童室運営業務委託
公募型プロポーザル実施（募集）要領**

1 事業の趣旨・目的

本事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とする。

この要領は、「令和 8～11 年度裾野市放課後児童室運営業務委託公募型プロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) **業 務 名** 裾野市放課後児童室運営業務委託
 - (2) **業 務 内 容** 別紙「裾野市放課後児童室運営業務委託仕様書」のとおり
 - (3) **履 行 期 間** ア 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日
 イ 準備期間 選定結果の通知日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
 - (4) **契約上限額** 426,600,000 円
- ※ 本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項及び別表第 1 第 7 号に該当するため、非課税として取り扱う。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 裾野市の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日又は指名通知日から契約締結日までにおいて裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 28 年告示第 70 号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- (5) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 法人格を有し、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童室）に関し、地方公共団体からの業務を受託（指定管理者の指定を含む。）又は当該事業を実施し、かつ、その業務を履行（実施）した実績があること。

4 事業者選定スケジュール

項目	期日
募集要領等の公表	令和 8 年 9 月 28 日（月）
質問受付期限	令和 8 年 10 月 8 日（木）
質問回答期限	令和 8 年 10 月 16 日（金）
参加表明書受付期限	令和 8 年 10 月 21 日（水）
参加資格審査結果通知	令和 8 年 10 月 23 日（金）
企画提案書提出期限	令和 8 年 11 月 4 日（水）
プレゼンテーション	令和 8 年 11 月 17 日（火）
優先交渉権者決定通知	令和 8 年 11 月 26 日（木）

5 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒410-1192 裾野市佐野 1059
裾野市役所 教育部教育総務課
電話:055-995-1837 FAX:055-995-1861 E-mail:syomu@city.susono.shizuoka.jp

(2) 実施（募集）要領等の配布

ア 配布期間 令和 8 年 9 月 28 日（月）から令和 8 年 10 月 21 日（水）正午まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

イ 配布場所及び受付場所

(1)の担当部署で配布するほか、裾野市ホームページの下記 URL からダウンロードすることができる。

URL : <https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/4/3/1/2/3/22492.html>

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

(ア) 参加表明書

A) 提出期限 令和 8 年 10 月 21 日（水）正午（必着）
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

B) 提出場所 (1)に同じ。

C) 提出方法 持参又は郵送

(イ) 企画提案書

A) 提出期限 令和 8 年 11 月 4 日（水）正午（必着）

B) 提出場所 (1)に同じ

C) 提出方法 持参又は郵送
（併せて上記 E-mail アドレス宛に PDF データを送付）

6 質疑・回答

(1) 提出期限 令和 8 年 10 月 8 日（木）午後 5 時（必着）

(2) 質疑方法 質問入力フォームに提出

質問入力フォーム : <https://logoform.jp/form/3FUc/333998>

(3) 回答日時 令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 5 時まで

(4) 回答方法 質問への回答は下記 URL の裾野市ホームページに掲示し、個別には回答しない。
ただし、参加資格要件に関する事項についてはその都度回答する。

回答掲示 URL : <https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/4/3/1/2/3/22492.html>

※施設見学を希望する場合は、令和 8 年 10 月 8 日（木）正午までに下記申込フォームより申し込むこと。

施設見学申込フォーム : <https://logoform.jp/form/3FUc/372584>

7 応募書類

(1) 提出書類（参加表明書提出時）

（ア）参加表明書（様式第 1 号）

- (イ) 提案事業者が任意団体の場合は団体の規約及び役員一覧
- (2) 提出書類（企画提案書提出時）
- (ア) 企画提案書（様式第2号）（PDF形式とし、可能な限り1ファイルとすること。）
- (イ) 参考見積書（3年間の総額・年度毎の内訳を記載。PDF形式とし、様式は自由。）
- (3) 企画提案書の作成方法
- 別紙1「企画提案書作成要領」のとおり。ただし、真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。
- (4) 提出された応募書類の取扱い
- (ア) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、裾野市情報公開条例（平成28年裾野市条例第8号）に基づき取り扱うこととし、本プロポーザル手続きにおける公開対象文書及び公開基準は別紙3「情報公開基準」のとおりとする。
- (イ) 「(2) 提出書類」の(ア)(イ)については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- (ウ) 「(2) 提出書類」は(ア)(イ)の順で左綴じしたものを1部とし、これを6部提出すること。
- (エ) 提出のあった企画提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (オ) 提出された応募書類は返却しない。
- (カ) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- (キ) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの日時

(ア) 実施日：令和8年11月17日（火）

(イ) 場 所：裾野市役所4階 402会議室（参加者待機室：403会議室）

(ウ) 留意事項 時間については、参加表明書提出後に個別に通知する。

※提案者が5者以上の場合は、事前に企画提案書審査にて選定を行う。

※提案者1者につき、プレゼンテーション20分程度、ヒアリング15分程度を想定している。

※会場に入室できる方は5名程度とする予定。受託者となった場合に、本業務の責任者となる予定者を出席させること。

(エ) 使用機器等

スクリーン、プロジェクターは市で用意するが、パソコン等は提案者が用意すること。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙2「評価基準」に基づき裾野市放課後児童室運営業務委託プロポーザル審査委員会にて評価する。

(4) 候補者の選定方法

失格者を除いた者のうち（3）の評価点が最も高い者を、契約の相手方となる候補者として選定する。

なお、評価点が最も高い者が同点で2者以上ある場合は、同点の者を比較して、「業務遂行能力」の評価の高い順に順位をつけるものとする。その結果で選考できない場合、「支援員等の雇用に対する待遇、資質向上」「企業評価」「危機管理」の順で順位付けするものとする。

(5) 失格事項

次に掲げる場合に該当する者は、失格とする。

- (ア) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (イ) 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (ウ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 参考見積書の金額が契約上限額を超えているとき

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知とともに、下記項目について裾野市ホームページの下記 URL において公表する。

- (1) 契約の相手方となる候補者の名称及び総合点
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

公表先 URL : <https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/4/3/1/2/3/22492.html>

10 契約手続

- (1) 契約の相手方となる候補者として選定された者と裾野市との間で、業務内容、経費等について調整を行った上で、協議が整った場合に契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式第3号）を提出すること。この場合において、次順位者を契約の相手方となる候補者とする。
- (3) 開設準備
候補者は、選定結果の通知日の翌日から令和9年3月31日までの間を開設準備期間とし、支援員等の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認などを行うものとする。
- (4) 支払の条件
 - (ア) 開設の準備に要する費用は、受託者の負担とする。
 - (イ) 契約代金額の支払は、精算払とする。
 - (ウ) 支払い方法は、本市と受託者が協議の上で、契約書で定める。

11 留意事項

- (1) 参加表明書等の提出後に辞退する場合は、書面により届け出ること。
- (2) 企画提案書等の提出は1者につき1件とする。
- (3) 提出後の企画提案書及び参考見積書の差替、訂正、再提出は認めない。ただし、裾野市からの指示によるものはこの限りでない。
- (4) 参加表明書等の提出後に裾野市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は、参加表明者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、企画提案基本仕様書に特別の定めがある場合を除き、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

【別紙1 企画提案書作成要領】

1. 企画提案書は、次の項目について、項目ごとその提案内容を記載するものとする。
 - ①企業理念（放課後児童健全育成事業に対する基本的な考え方）に関する提案書
 - （ア）放課後児童健全育成事業の意義や特色について
 - （イ）放課後児童健全育成事業における児童の育成について
 - ②経営状況に関する報告書
放課後児童健全育成事業の業務を行う上で、安定的で継続的な保育を提供できる経営がなされているかを記載。財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）をもって置き換え可。
 - ③同種業務実績書
放課後児童健全育成事業に関する地方公共団体からの受託実績並びに民間放課後児童クラブの開設実績を記載。
 - ④危機管理体制に関する提案書
 - （ア）保育上の事故発生時の対応と予防方法について
 - （イ）安全計画について（施設・設備の点検、災害・緊急時の対応、不審者侵入等防犯対策等）
 - （ウ）業務継続計画について（災害、感染症等流行時の対策等）

※（イ）（ウ）の作成にあたっては、別添「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」及び「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」を参照すること。
 - ⑤業務遂行能力に関する提案書
 - （ア）放課後児童健全育成事業のサービス水準の向上及び安定した提供のための方策・取組、児童室での行事やイベントの実施方法について
 - （イ）安定的なサービスを提供するため、組織内における指揮命令系統や市との連携、緊急時の対応、連絡体制について
 - ⑥支援員等の雇用に対する待遇、資質向上に関する提案書
 - （ア）支援員等の雇用についての考え方や採用計画について
 - （イ）有資格者や常勤職員などの配置を含めた支援員等の配置計画について
 - （ウ）支援員の勤務体制について（長期雇用の取組、支援員等の負担軽減）
 - （エ）支援員等の給与等処遇について（処遇の妥当性、労働環境、健康管理体制）
 - （オ）支援員等に対する指導の徹底、及び、資質向上のための研修体制について
 - ⑦保護者、学校等との連携に関する提案書
 - （ア）保護者への対応及び個人情報の漏洩防止の取組について
 - （イ）保護者や学校等との連携、交流の取組について
 - ⑧コスト削減に対する取組に関する提案書
安定した放課後児童健全育成事業を実施しながら、如何にコスト削減を実現していくかを記載
2. 企画提案書は、50 ページ以内（A4 サイズ、A3 サイズの場合には、2 ページカウント）で作成し、評価に必要な内容が記載されていれば様式は自由とする。
3. 表紙をつけて編集変更を禁止した PDF 形式で提出すること。なお、表紙、目次（様式自由）、④（イ）安全計画に関するマニュアル、④（ウ）業務継続計画に関するマニュアルを添付する場合は上記のページ数には含まない。

【別紙２ 評価基準】

評価項目	評価事項	評価の着目点		配点
企業 評価	企業理念	1	・放課後児童健全育成事業に対する基本的な考え方 (本業務の趣旨と合致、先進的な取組への姿勢)	15
	経営状況	2	・経営母体の財務健全性	
	実績等	3	・同種業務の実績及び事業の継続性	
企業 提案 評価	危機管理	4	・事故発生時の対応、予防の体制 ・安全計画（施設・設備の点検、災害・防犯対策） ・業務継続計画（災害や感染症流行時の対策）	15
	業務遂行能力	5	・放課後児童室運営の専門性、サービス水準 (行事、イベントの実施、サービス水準向上の取組) ・安定的なサービスの提供に関する実施方針 (指揮命令系統、市との連絡体制、緊急時の対応)	30
	支援員等の雇用 に対する待遇、 資質向上	6	・支援員等の雇用、配置計画 (支援員等の確保、採用計画、有資格者・常勤職員の配置等の組織体制) ・支援員等の勤務体制 (長期雇用の取組、支援員等の負担軽減) ・支援員等の給与等処遇改善 (処遇の妥当性、労働環境、健康管理体制) ・支援員等に対する指導及び研修体制 (必須研修等への参加計画、資質向上の取組)	25
	保護者、学校等 との連携	7	・保護者への対応及び個人情報の漏洩防止の取組 ・保護者、学校等との連携、交流の取組	10
評価 コスト	コスト削減に 対する取組	8	・コスト削減への姿勢 ・妥当な見積額	5
合 計				100

備考：選考の方法は、以下のとおりとする。

- (1) 配点は審査委員１名あたりとする。
- (2) 評価点数の合計が最も高いものから受託候補者と次点者を選定する。
- (3) 候補者が１社となった場合、審査委員会にて受託候補者となることができるか審査する。

【別紙３ 情報公開基準】

対象文書名	契約締結前	契約締結後	
		契約者に係るもの	非契約者に係るもの
提案事業者名	×	○	○
参加表明書	×	△	△
企画提案書	×	△	×
参考見積書	×	△	×
その他提出書類（会社概要、財務諸表等）	×	△	×
採点表（評価結果）	×	△	△
実施（募集）要領、仕様書		○	
評価基準・配点		○	
選定委員名簿	×	○	

凡例 ○：開示 △：部分開示 ×：非開示

（注１）「△：部分開示」とは、条例第７条に規定する不開示情報を除く開示をいう。

（注２）契約締結前は、裾野市情報公開条例第７条第５号の市の内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当するため、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものは不開示とする。

（注３）辞退者に係る情報は含まない。